

香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第8号

香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正する規則

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(主事) 第42条 <u>香川県立香川中部支援学校</u> の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、 中学部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。 2・3 略	(主事) 第42条 <u>香川県立香川中部養護学校</u> の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、 中学部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。 2・3 略

(県立学校学則の一部改正)

第2条 県立学校学則(昭和36年香川県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第11条 略 2～4 略 5 <u>香川県立香川中部支援学校</u> の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、中学 部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。 6 略	第11条 略 2～4 略 5 <u>香川県立香川中部養護学校</u> の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、中学 部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。 6 略
(寄宿舎) 第20条 <u>香川県立農業経営高等学校</u> 、 <u>香川県立視覚支援学校</u> 、 <u>香川県立聴覚</u> <u>支援学校</u> 、 <u>香川県立香川中部支援学校</u> 及び <u>香川県立高松支援学校</u> に寄宿舎 を置く。 2 略	(寄宿舎) 第20条 <u>香川県立農業経営高等学校</u> 、 <u>香川県立盲学校</u> 、 <u>香川県立豊学校</u> 、 <u>香</u> <u>川県立香川中部養護学校</u> 及び <u>香川県立高松養護学校</u> に寄宿舎を置く。 2 略
別表1 (第1条関係) 略 略	別表1 (第1条関係) 略 略
中学校 略 略	中学校 略 略
高等学校	高等学校

特別支援学校

名称	位置	主として行う教育の内容	部等	学科
略				
<u>香川県立香川東部支援学校</u>	略			
<u>香川県立視覚支援学校</u>				
<u>香川県立聴覚支援学校</u>				
<u>香川県立香川中部支援学校</u>				
<u>香川県立高松支援学校</u>				
<u>香川県立香川丸亀支援学校</u>				
<u>香川県立善通寺支援学校</u>				
<u>香川県立香川西部支援学校</u>				

特別支援学校

名称	位置	主として行う教育の内容	部等	学科
<u>香川県立小豆島みんなの支援学校</u>	略			
<u>香川県立香川東部養護学校</u>				
<u>香川県立盲学校</u>				
<u>香川県立聾学校</u>				
<u>香川県立香川中部養護学校</u>				
<u>香川県立高松養護学校</u>				
<u>香川県立香川丸亀養護学校</u>				
<u>香川県立善通寺養護学校</u>				
<u>香川県立香川西部養護学校</u>				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。